

暮らしに役立つ

西広島

医療情報

66

平成20年4月より、40歳以上75歳未満の方に対する特定健診・特定保健指導の実施が医療保険者

(国民健康保険、政府管掌健康保険、健康保険組合、共済組合など)に義務付けられました。これはメタボリックシンドローム(以下メタボと略称)の早期発見を目的とした

健康診査を行い、健康診査でメタボあるいはその予備軍とされた人に対して、保健指導を行うものです。この健診は医療費抑制を目的として新設され、平成27年度には20年度と比較して糖尿病などの生活習慣病有病者・予

備軍を25%減少させることが政策目標として掲げられています。

メタボとは腹部の内臓の周囲に脂肪がたくさんついて、そのう

特定健診・特定保健指導について

え血圧が高い、血糖値が高い、血中の中性脂肪が多いといった症状が二つ以上重なった状態です。

特定健診の受け方

集団健診を受ける方法(広島市は国保のみ)と医療機関の個別健診を受ける方法があります。国民健康

保険に加入している人は健診申込書に必要事項を記入してそれぞれの市や区の保健センターに申し込みます。国民健康保険以外に加入している人は、それぞれの医療保険者に問い合わせ・確認をして下さい。集団健診は健診会場で、個別健診は予約した医療機関で健診を受けます。当日は保険に加入している人は健診検査、血糖検査、肝機能検査)で、医師の指示により貧血検査、心電図検査、眼底検査があります。特定保健指導とは

保健指導の対象者は特定健診を実施して内臓脂肪の蓄積程度やリスク要因の数により、「情報提供」「動機づけ支援」「積極的支援」の3グループに分けられ、生活習慣の改善が必要なメタボ予備群には「動機づけ支援」の指導、生活習慣の改善が必要で専門職による継続的な支援が必要なメタボに該当する人には「積極的支援」の指導が行われます。

特定健診の項目は①質問票(服薬歴、喫煙歴など)②身体計測(身長、体重、BMI、腹囲)③理学的検査(身体診察)④血圧測定⑤尿検査⑥血液検査(脂質

票(服薬歴、喫煙歴など)②身体計測(身長、体重、BMI、腹囲)③理学的検査(身体診察)④血圧測定⑤尿検査⑥血液検査(脂質

(廿日市市佐伯地区医師会副会長 石田尚史)

※休日受付医院は6面「今週のお知らせ」コーナーに掲載。